○法務省告示第五百四十九号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト の規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
公益財団法人アジア・アフリカ文化財団	東京都三鷹市新川五丁目十四番十六号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社サンショク	三重県伊賀市西明寺二千八百七十番地	ハム・ソーセージ・ベーコン製造

三　対象となる者　平成二十七年十一月六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第五百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社大佳	大阪府東大阪市稲葉一丁目四番十九号	溶接

○法務省告示第五百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社山畑コンテナ製作所	三重県伊賀市山畑字金剛谷二千三百三十七番地	溶接
宮崎サンフーズ株式会社	宮崎県児湯郡新富町大字新田四千百八十番地	食鳥処理加工業

○法務省告示第五百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

信和工業株式会社	東京都台東区浅草橋四丁目十五番十号	グラビア印刷
株式会社ケイ・エム・ケイ	熊本県宇城市松橋町両仲間千四百九十二番地の一	機械加工

○法務省告示第五百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

習志野化工株式会社	千葉県八千代市大和田新田七百三十八番地	塗装
わらべや日洋株式会社	東京都小平市小川東町五丁目七番十号	惣菜製造業

第二号ロの表に次のように加える。

大栄フーズ株式会社	神奈川県相模原市南区相武台二丁目五番三十号	惣菜製造業

○農林水産省告示第二千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県飯田市千代一七六五の四二、一七六五の四五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七五九〇の一、七五九〇の二、七六二八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）